

入院患者様、そのご家族様へ

診療報酬の改定により、令和6年6月1日から入院時の食事療養費が以下のとおり改定されました。

区分		1食あたり食費	
住民税課税世帯	一般の方	<u>490円</u>	
	指定難病、小児慢性特定疾病の方	<u>280円</u>	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	<u>230円</u>
		過去12カ月で90日を超える入院	<u>180円</u>
	区分Ⅰ		<u>110円</u>

年齢を問わずに変更となっております。
ご理解の程よろしく申し上げます。

病 院 長